

ページ 行

前見返し	地図	<b>世界の国々とおもな同盟</b> → <b>世界の国々</b>
前見返し		OPEC 加盟国：12→14 カ国。インドネシア、ガボンを追加
11	10・11	一般意志
15	15	… <b>児童の権利条約</b> (1989年)、 <b>障害者権利条約</b> (2006年) などがある。
15	表	59 <b>児童の権利宣言採択</b> / 2006 <b>障害者権利条約採択</b> (日・14.1)
20	上右図版	「解散」の文字と矢印を削除
21	上右図版	「違憲法令審査権」→「違憲審査権」
21	キャプション	国民の <b>直接選挙</b> で選ばれる… →削除
21	10 - 12	<u>長い間、上院には最高司法機関としての役割が与えられていたが、2009年に最高裁判所が設けられ、上院は最高司法機関としての機能を失った②。</u>
21	注②	<b>②</b> イギリスの裁判所には違憲立法(法令)審査権はないが、法律がヨーロッパ人権条約に適合しない場合にはその旨を宣言することができる。
21	注③	…合衆国は <b>事実上</b> 、民主党と…
32	19	自由の拘束 → 身体 <b>の</b> 拘束
35	5	プライベート → プライバシー
41	16	労働組合法(1945年)は、… / →p.157
43	上図版	「中央」→「国」/「地方公務員解職」→「条例の制定・改廃」「議員や長などの解職」に変更。「市民・住民運動」→「市民(住民)運動」
43	注②	日本でも <u>2015(平成27)年6月に公職選挙法が改正され、選挙権を行使できる年齢が、満20歳以上から満18歳以上に引き下げられた。2016年6月に施行され、同年7月の参議院議員選挙において18歳選挙権が初めて適用された。</u>
46	21	実施された(2002年) <b>③</b> 。
46	注③	<b>③</b> 2016年より利用範囲の異なるマイナンバー制度が導入される。
46	22 - 23	…たに制定された。しかし、この法律は、報道や表現の自由の制約につながる恐れがあると指摘されている。また、最近では防犯・防災対策や安全確保の…→下線部削除
47	19 - 22	<u>2013(平成25)年に特定秘密保護法が制定され、「特定秘密」と指定された場合、その情報を漏らした公務員や民間人は処罰されることになったが、知る権利が脅かされるのではないかという批判もある③。</u>
47	注③	<b>③</b> 特定秘密は、防衛、外交、スパイ活動の防止、テロ活動の防止の4分野で指定される。
50	コラム	(下4行) 政府は集団的自衛権の行使をこれまで否定してきたが、2015年の安全保障関連法の制定により、①密接な関係国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされる危険がある、②国民を守るために他に適当な手段がない、③必要最小限度の実力行使にとどまる、といった場合に限り集団的自衛権の行使を肯定した。
51	12	…禁止してきた <b>③</b> 。→…禁止してきたが、 <u>2014(平成26)年に武器輸出三原則にかわるものとして定められた防衛装備移転三原則により、一定の場合を除いて武器の輸出が認められるようになった。</u>
51	表	<u>1971 ●沖縄返還協定署名(72年に発効)、1972 ○第4次防衛力整備計画始まる(72~76年度)</u> <u>2015 ○安全保障関連法成立</u> を追加
51	注①	<b>①</b> 基地内外での…
51	注③	<b>③</b> 近年では、武器を共同開発するため、日本から技術輸出ができるようになるための動きもある。→削除
52	3	…(PKO)協力が <u>p.92</u> …
54	注①	<b>①</b> <u>個別的自衛権が、あくまで自国に対する攻撃を前提とするのに対し、集団的自衛権は、…権利である。…日本政府の見解は、長い間、日本に集団的自衛権行使の権利はあるが、憲法はその行使を禁止しているというものであった。しかし、2014(平成26)年7月1日、政府は日本を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けていることを理由に、集団的自衛権の行使も許されるとの閣議決定を行ない、それを可能とする安全保障関連法案を2015(平成27)年5月に国会に提出した(同年9月成立)。「専守防衛」を基本としてきた日本の安全保障政策が転換するのではないかとする意見もある。</u>
56	図版	議員運営 → 議院運営
57	1	<b>内閣不信任決議権</b>
58	10-11	<u>政府立法のものであり、→内閣提出法案であり、</u>
59	図版	「(2015年10月現在)」とし、防衛省—「防衛装備庁」に、文部科学省—「スポーツ庁」「文化庁」とした。
62	12	…公務員で、 <u>そのために複雑な…</u> → 削除
64	表	無罪判決確定年月

65	4	検察官が原告となって被疑者を訴え、 → 削除
65	コラム	このように具体的な改革が進められ、法科大学院が多く設立されたが、 <u>3割程度の司法試験合格率にとどまっている。そこで政府は司法試験合格者の数値目標を見直すなどのさらなる改革を進めている。</u>
66	7	2004 (平成 16) 年に裁判員法が公布され、
67	16	充実させて、 <u>司法試験の合格者を増やそうとしている。</u> →削除
68	表	(※「違憲判決」に追加) <u>在外選挙権制限違憲判決 (2005. 9. 14)</u> (※「違憲とされた法律や行政行為」に追加) <u>公職選挙法付則 8 項 (比例区選挙に限る)</u> (※「根拠となる憲法の条文」に追加) <u>15 条 (普通選挙の保障) と 43 条 (全国民の代表) と 44 条 (選挙人の資格)</u> (※「違憲の理由」に追加) <u>在外国民に国政選挙全般における選挙権の行使を認めない特別の事情はない</u> (※「判決後の措置」に追加) <u>国会は公職選挙法を改正</u>
71	注①	…財政再生団体に指定されている。そのため、市民サービスが大幅に制限された。
72	コラム	<sup>まいはら</sup> 米原町 (現、 <sup>まいはら</sup> 滋賀県米原市)、 <u>大阪市 (大阪府)</u>
74	5	<u>二大政党が事実上、政権の</u>
76	表中	<u>参議院 20 歳以上→18 歳以上 衆議院 20 歳以上→18 歳以上</u> <u>衆議院小選挙区定数 300 人→295 人 衆議院定数 480 人→475 人</u>
77	11	…1 選挙区の定数が 3～5 名の選挙区があった。
78	15	…一票の格差という問題がある。
79	22	<u>投票制度を導入したり、不在者投票制度の簡素化を実施している。また、2015 (平成 27) 年に公職選挙法が改正されて選挙権年齢が引き下げられ、満 18 歳以上であれば選挙権が行使できるようになった。</u>
81	19	<u>反原発運動→脱原発運動</u>
88	10	…カントは『永遠平和のために』において、…
89	6	教訓として、
91	16/18 下付き	peacekeeping
92	注①	<u>2016 年 9 月現在、大韓民国の潘基文が…</u>
94	16	共同体の創設をめざし、 <u>ASEAN 経済共同体 (AEC) を発足させた (2015 年)。</u>
95	表	<u>08.8 ロシア、ジョージアに軍事介入</u> <u>14.3 ロシア、クリミア半島 (ウクライナ) に侵攻</u>
97	20 下付き	Defence→Defense
100	注①	…繰り返してきたが、2015 年 7 月、安保理理事国にドイツを加えた 6 カ国とイランとの合意を承認し、これまでの制裁を解除する道すじを開いた。
101	15	生物・毒素兵器禁止条約 → 生物兵器禁止条約
101	17	…ヨーロッパ通常戦力 (CFE) 条約が…
101	18	…非政府組織 (NGO) の地雷禁止国際キャンペーンが…
101	19	対人地雷全面禁止条約 →削除
102	上地図	■ベトナム戦争 [1964～75]
104	4	…1956 (昭和 31) 年に念願の国連加盟を果たし、… →削除
106	23	また、非核三原則や <u>武器輸出禁止の政策②</u> もとってきた。
106	注②	<u>② 1960 年代以降にたてられた武器輸出禁止の三原則は、80 年代以降に緩和され始め、2014 (平成 26) 年には防衛装備移転三原則の閣議決定により、条件つきで輸出を認める方向へと転換された。</u>
114	図	「法人税・間接税」「所得税・間接税・住民税」→「税金」に置き換えた。
118	小見出し	政府の活動と役割
118	注②	…民間企業は従業員数の <u>2.0%</u> 以上の障害者を雇用することが…
119	注①	①日本道路公団をはじめとする四公団は、…移行し、さらに郵政事業は
121	24 - 25	… <u>管理価格</u> という。このような状況では価格の下方伸縮性が失われやすい ( <u>価格の下方硬直性</u> )。
124	図	株価低下・地価低迷→資産デフレ → 株価低下・地価低迷←資産デフレ

127	2	…国内産出額から中間投入額…
127	17	… <u>国民所得</u> は、一定期間に生産された価値…
136	注①	…財政破綻を意味する財政再生団体に、…
142	上図	「保険会社」から「家計」に向けての「保険金」に矢印を付した。
145	上グラフ	<u>「いざなぎ超え」→いざなぎ景気</u>
146	注③	この景気拡大を <u>いざなぎ景気</u> …近年の <u>いざなぎ景気</u>
151	9	… <u>1963</u> (昭和 <u>38</u> ) 年にはこれらの政策を…
152	23	… <u>1970</u> (昭和 <u>45</u> ) 年から <u>減反政策</u> がとられた。
155	10-16	また、農業者が工業 (第二次産業)、商業・サービス業 (第三次産業) に進出する「6次産業」化①によって、付加価値を高めることもうたわれた。 <u>米農家に対する戸別所得補償制度は、2012年の自民・公明両党連立への政権交代にもなつてその名称が経営所得安定政策に変更され、交付金の額が2014年度から半減されるとともに、この制度そのものが2018年度には廃止されることになった。</u>
164	上表	<u>※2015年に共済年金は厚生年金に統合された。</u> →追加
165	コラム	… <u>国民年金と厚生年金 (および共済年金)</u> の… →削除
165	13	… <u>公務員は共済組合①</u> に…
165	注	<u>①共済年金制度は2015年 (平成27) 年10月から厚生年金保険制度に統合されて、被用者年金制度は一本化された。</u>
166	1-7	<u>1971 (昭和46) 年に児童手当法が制定され、親の所得による制限をした上で、手当を支給することになった。最初は5歳未満の第三者以降の児童、その後この範囲は徐々に拡大された。2015 (平成27) 年におけるその金額 (月額) は、0歳から3歳未満は1万5000円、3歳から小学校修了前までは、第一子・第二子が1万円、第三子以降は1万5000円、中学生は1万円であり、所得が年約960万円以上の世帯の場合には、一人当たり5000円である。</u>
169	左図	(タイトル) … <u>クレジット発行枚数</u> … → … <u>クレジットカード発行枚数</u> …
171	25	…自動車の <u>排出ガス</u> による…
174	上図	<u>2001年施行 (※「グリーン購入法」の枠内)</u>
174	上図	<u>エコマークは日本環境協会が運営する第三者認証のラベルである。</u> (※エコマークのキャプション)
174	11-17	<u>2015年にパリで開かれた第21回国連気候変動枠組み条約締結国会議 (COP21) で、史上初めて、途上国を含むすべての国・地域が参加する2020年以降の新たな地球温暖化対策 (パリ協定) が締結され、産業革命前と比べた時の地球の気温上昇を2度より十分に低く抑えるという目標が掲げられた。そして日本はここで、温暖化ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26%削減するという目標を掲げた。徹底した省エネと再生可能エネルギーの最大限の活用を進める官民の一層の努力が必要である。</u>
176	15	国際収支は、「 <u>経常収支</u> 」「 <u>資本移転等収支</u> 」「 <u>金融収支</u> 」からなるが、…
176	18	…投資収益を示す <u>第一次所得収支</u> 、…
177	2-3	…労働者送金などの <u>第二次所得収支</u> からなる。
177	9-14	… <u>第一次所得収支</u> も利子・配当が受取超過ならプラスになる。 <u>資本移転等収支</u> は対価の受領をとまなわれない固定資産の提供や債務免除が計上される。
177	15	<u>金融収支</u> は、海外工場などの…
177	17-19	…その他の投資、政府や日本銀行などの通貨当局が保有するすぐに利用可能な対外資産の増減を表わす外貨準備からなる。これらが流出超過 (海外への資本の流出が海外からの資本の流入を超過して資産が増) ならば <u>プラス (黒字)</u> となる。
177	18-19	<u>外貨準備増減</u> は、政府や日本銀行などの通貨当局が保有するすぐに利用可能な対外資産の増減を表わし、増加した場合に <u>マイナス</u> となる。 → 削除
177	上表	「項目」の各名称の見直しと各数値の更新をしました。 使用料 経常収支+資本移転等収支-金融収支+誤差脱漏=0
178	6-7	<u>第一次所得収支</u> では、投資収益の黒字が大きく、…
178	8-9	…、 <u>金融収支の直接収支</u> は対外投資が盛んなため <u>プラス</u> が定着している。
182	14	ドルへの信頼が揺らいだ ( <u>ドル危機</u> )。
182	18	…ドルが切り下げられるとともに ( <u>ドル危機</u> )、… →削除
183	表	表中で、アメリカに*印を付し、欄外に「*1ユーロ当たり」を注記する
186	5	…南アフリカの <u>ほか</u> に、…
187	注②	② <u>EC</u> と…
188	17	Non-Governmental Organizations
188	注①	① …International Non-Governmental Organizations

189	22	…をはじめとする <u>国際金融の活動を飛躍的に…</u>
190	下図	「(2015年現在)」とし、地図内を「 <u>リトアニア★</u> 」に、下凡例を「 <u>ユーロ参加 19 カ国</u> 」としました。
192	11 - 14	<u>NAFTA</u> を主導してきたアメリカ合衆国がさらにめざした <u>全米自由貿易地域 (FTAA)</u> は挫折したが、 <u>ブラジル・アルゼンチン</u> など南米諸国は南米南部共同市場 ( <u>MERCOSUR</u> ) を、 <u>南米 10 カ国</u> と <u>メキシコ</u> はラテンアメリカ統合 ( <u>ALADI</u> ) を形成している。
193	13	貿易の自由化が進められたが、2015 年末にはこれをさらに進化した <u>ASEAN 経済共同体 (AEC)</u> が発足した。
193	17	<u>エイベック</u>
193	22	… <u>日本も加わった環太平洋経済連携協定 (TPP)</u> の締結交渉が進められている。
193	注①	… <u>ベトナムの 4 カ国</u> が加わって交渉が始まり、さらに日本を含めた <u>4 カ国</u> が参加して進められている。
196	20	<u>北ヨーロッパ諸国</u> や <u>オランダ</u> などは、
196	22	防ぼうとしている②。
196	注①	(4行目の「その一因として、」以下を差し替え) 2011 年、 <u>南アフリカ・ダーバン会議 (COP17)</u> では議定書の延期措置が合意されたが、一部の国々の不参加などのため日本も拒否した。しかし、2015 年の第 21 回締約国会議が「 <u>パリ協定</u> 」を採択し、すべての国が参加する枠組みを打ち出した。
196	注②	② <u>日本も 2012 (平成 24) 年より「地球温暖化対策のための税」を導入している。</u>
197	表	2005 「 <u>京都議定書</u> 」発効 を削除し、2015 <u>COP21</u> , 「 <u>パリ協定</u> 」採択 を入れる
197	5	<u>UNEP</u> のふりがな: <u>ユネブ</u> → <u>ユネップ</u>
200	2	… <u>総発電量の 3 分の 1 程度</u> が原子力発電によって…
200	注①	… <u>原油も 99% を超えている (2015 年)</u> 。…
201	注①	定められている。 <u>2015 年 (平成 27) 年には、途上国の開発にとっての課題の多様化や ODA 以外の開発資金・活動の役割が増大したことをふまえ、大綱は改定され、名称も「開発協力大綱」に改められた。</u>
207	8	<u>財政再建団体 (現在は財政再生団体)</u>
207	12	<u>2007 (平成 19) 年、北海道夕張市が財政再建団体 (財政再生団体) となった。</u>
209	4	<u>EPA (経済連携協定)</u>
211	資料	<u>最終改正 2014 (平成 26) .6.27 法 94</u>
211	資料	<u>第 8 条 国は、次に掲げる方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるものとする。(1・2略)</u> <u>3 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。</u>
212		<u>残留農薬 (ポストハーベスト)</u>
214	上グラフ	<u>303 億万 t → 303 億 t</u>
215	19 - 20	… <u>世界首脳会議 (第 2 回地球サミット)</u> が、さらに <u>2012 年にはブラジルのリオデジャネイロで「国連持続可能な開発会議」が開催されている。</u>
216	9	… <u>1974 年には新国際経済秩序 (NIEO) 樹立宣言により、…</u>
217	6-7	<u>2015 年にはこの後継の目標が「持続可能な開発目標 (SDGs)」として、貧困や飢餓の撲滅だけでなく、環境の問題にも配慮した新たな合意をしている①。</u>
217	注①	① <u>新目標として貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、ジェンダー平等推進と女性の地位向上、乳幼児死亡率削減、妊産婦の健康改善、HIV・エイズ等の疾病の防止などを掲げている。</u>
225	9	<u>7 PKO 協力法</u>
225	13	<u>児童 (子ども) の権利条約 → 児童の権利条約</u>
226	右段 6	<u>fruits → fruits</u>
228	右段 40	<u>教育の義務 → 教育を受けさせる義務</u>
238	左段 32	<u>理念にのっとり</u>
238	右段 19-26	<u>【婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等】</u> <u>第 9 条 ① 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。</u> <u>②事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない 〔③～④略〕</u>
243	左段 15	(b) ~ (g) 略
243	左段	13 <u>児童 (子ども) の権利条約 (抄) → 13 児童の権利条約 (抄)</u>
243	左段	<u>第 1 条 【児童の定義】</u>
246	右段 9	<u>苦情の処理のあつせん等を</u>